

宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成31年1月11日

宮城県監査委員	中	島	源	陽
宮城県監査委員	す	ど	う	哲
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

- 1 監査委員の報告日
平成30年9月3日
- 2 通知のあった日
平成30年10月31日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 石巻好文館高等学校

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

臨時職員の賃金について、二重払があったもの。

- ・件数 1件
- ・正支給額 102,993円
- ・誤支給額 202,110円
- ・過支給額 99,117円

ロ 措置の内容

本件は、事務処理上不可欠な確認の漏れが多重に発生したことにより生じたものである。

支出根拠書類の点検及び審査をはじめとする基本的事項について職員間で再確認をするための研修を定期的に行い、会計処理上必要な情報の共有化を図った。また、出納員として毎月の定例の業務について進捗を表にして確認し、二重払いの再発防止を図った。

その後においては、会計処理の適正化を徹底している。

今後、再発防止のため、職員に注意喚起を継続していく。

(2) 柴田農林高等学校

イ 監査委員の報告の内容

全日制高等学校授業料の徴収において、督促を行わなかったことにより延滞金の徴

収ができなかったものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・ 件数 1 件
- ・ 調定金額 29,700円
- ・ 延滞金額 1,000円

ロ 措置の内容

納入期限到来後も収納が確認されない案件については、督促状の作成と発行を行う際に、納入期限毎に作成する未納者一覧表との照合を複数の職員で実施することにより、事務室内でのチェック機能を強化し、確実に督促を行うようにした。

(3) 古川支援学校

イ 監査委員の報告の内容

報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

非常勤講師の報酬について、支給定日を過ぎて支給したもの。

- ・ 件数 1 件
- ・ 金額 83,700円

ロ 措置の内容

教職員課からの通知を確認し、5月分の報酬からは当月21日に支払いを行った。

再発防止策として、教職員課の報酬に関する通知や研修会資料(よくある疑義照会事例)等を複数の目で確認することや、人件費の支払いについての年間カレンダーを作成し、支払遅延がないように努めている。